

2017年7月10日

企業会計基準委員会 御中

岡田 広

実務対応報告公開草案第52号に関するコメント提出の件

A：質問1～質問4について

報酬性はないと考え、この公開草案に同意しない。

## 【理由】

以下①～⑤の理由で同意しない。

① 質問1に、本公開草案の第17項から第23項を参照すると、有償新株予約権について報酬としての性格を持つと考えられた、とあるが、第17項から第23項の記載は、あまりにも稚拙な内容となっており、報酬と結論付けた前提となる理由が不明確である。

以下、それぞれの記載の問題と考える点を申し上げる。

-----  
第17項（1）について

(1) 権利確定条件付き有償新株予約権は、その付与に伴い従業員等が一定の額の金銭を企業に払い込むという特徴を除けば、ストック・オプション会計基準を設定した当初に主に想定していたストック・オプション取引（付与に伴い従業員等が一定の額の金銭を企業に払い込まない取引）と類似している。

1. 委員会では、ASBJ 小賀坂副委員長が有償新株予約権の発行価額は公正価値である前提で話を進めているが、公正価値相当額の「金銭を企業に払い込むという特徴」こそが、有償新株予約権の本質であり、その本質を除外する議論は成立しない。除外してしまうと、「無償」ストック・オプションそのものになってしまい、明らかな論理破綻である。
2. 平成28年5月20日に公益社団法人日本監査役協会が公表した「監査役監査実施要領」（改訂版）にも、以下の記載がある。

これに対して、役職員が、新株予約権の公正価値相当額を実際に払い込んで新株予約権を付与される場合（いわゆる有償ストック・オプション）は、新株予約権を報酬として付与するものでもなく、また、公正価値による発行であるので、以下に記載する有利発行決議や報酬決議、事業報告における開示の対象とはならない。

更に、平成28年10月10日第6431号国税速報にも、以下の記載がある。

## (2) 譲渡制限解除時・権利行使時

## ▷ RS・非適格 SO

役員は、譲渡制限解除時の株式時価、権利行使時の株式時価から行使価額を控除した金額相当額が給与所得課税されます。法人では、給与等課税事由が発生した時に役員から役務提供を受けたものとして、付与時の役務提供対価相当額を損金算入します。

## ▷ 適格 SO・有償 SO

給与等課税事由が生じないため、役員および法人において課税は認識されません。

監査役監査実施要領でも、国税速報でも、『公正価値での有償取得』を前提とするからこそ、上記の内容となっており、これらの『判断の経緯を完全に無視し』、『有償発行の大前提を除外し』議論をしている本公開草案は明らかにおかしいと考える。

実務上、数百件の事例が積み上がっており、会社法の整理も、税務も安定しているものを覆すとしては、あまりにも稚拙な論理展開である。

3. 上記 2 の監査役監査実施要領や税務の取扱いが実務上定着しているにも関わらず、真っ向からそれを否定するこの公開草案であり、実務が相当に混乱することとなるが、その混乱の可能性についての論点整理はなされているのか。なされているのであればその内容をご教示願いたい。
4. また、「類似している」との記載があるが、「類似している」ということは、『相違している点がある』ということでもあり、何が「類似」しており、何が『相違』しているのかを明示しないと、取引の範囲を明確とすることができないはずである。説明をお願いする。

-----

第 17 項 (2) について

- (2) **ストック・オプション会計基準第 23 項**において、「従業員等に付与される自社株式オプションは、一般的に報酬としての性格を持つと考えられる。」とされており、企業は引受先を従業員等に限定して権利確定条件付き有償新株予約権を付与するため、基本的には、企業は追加的なサービスの提供を期待しているものと考えられる。

1. そもそも**ストック・オプション会計基準第 23 項**は、典型的な無償発行のストック・オプションについて述べているのであり、公正価値での有償発行である有償新株予約権を判断する論拠とするのは、明らかに土俵が異なるものであるため、不適切である。

2. また、公開草案 15 項にも「当該取引は、ストック・オプション会計基準の公表時には想定されていなかった」とされており、無償と有償という本質の違いを無視して、「想定されていなかった」ものをここで論拠とするのは不適切である。

-----  
第 17 項 (3) について

(3) 権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引を実施した企業の大半は、勤労意欲の増進等のインセンティブ効果を目的の 1 つに掲げているため、権利確定条件付き有償新株予約権の付与に伴い従業員等が一定の額の金銭を企業に払い込むかどうかにかかわらず、追加的なサービスの提供を期待して当該権利確定条件付き有償新株予約権を付与しているものと考えられる。

1. 本公開草案の適用範囲を決定する部分であるので、「インセンティブ効果」を明確に定義すべきである。
2. 2016 年 10 月に日本取締役会協会が公表した経営者報酬ガイドライン（第四版）にも、「日本では高額ボーナスはインセンティブにならないとの意見もある」との記載や、「言い換えれば、まったく中長期インセンティブを持たないアカウンタビリティの欠如した固定重視の報酬体系を維持し続ける理由を探すことのほうが難しい」との記載もあり、インセンティブ＝報酬ではなく、インセンティブ＝動機づけとしても使用されており、本項 (3) の記載で、どのような理由でインセンティブ効果＝報酬としたのか詳細な説明を求める。
3. 以下の通り、各信託銀行が提案する「信託型従業員持ち株制度」があるが、以下の通り、インセンティブ・プランとして提案がなされており、この (3) の記載からすると、これらのスキームも報酬となってしまうことになる。持株会が報酬ではないのは明らかであり、有償新株予約権も同様に報酬ではないと考える。

[信託型従業員持株インセンティブ・プラン \(E-Ship?\) について | ...](#)

[www.nomura-trust.co.jp/business/sintak/eship.html](http://www.nomura-trust.co.jp/business/sintak/eship.html) - キャッシュ

信託型従業員持株インセンティブ・プラン (E-Ship®) は、米国で普及している従業員 持株制度 ESOP (Employee Stock Ownership Plan) を参考に、従業員持株会の仕組みを応用し、野村證券と当社が共同で開発した従業員向けインセンティブプランです。

[従業員インセンティブ・プラン「従業員持株ESOP信託」のご案内...](#)

[www.tr.mufg.jp > ホーム > 法人のお客さま > 証券代行業務のご案内](#) - キャッシュ

従業員持株ESOP信託 (ESOP : Employee Stock Ownership Plan、以下「ESOP信託」といいます。) は、従業員持株会の仕組みを応用した信託型の従業員インセンティブ・プランであり、自社株式を活用した従業員の財産形成を促進する貯蓄制度の拡充 (福利 ...

-----

第17項(4)について

- (4) 企業が従業員等に対して勤務条件が付されている有償新株予約権を付与する場合、一定期間のサービスの提供を期待せずに当該権利確定条件付き有償新株予約権を従業員等に付与する意義を合理的に説明することは通常困難であると考えられるため、勤務が要求されている期間のサービスの提供を期待して当該権利確定条件付き有償新株予約権を付与しているものと考えられる。

また、企業が従業員等に対して業績条件が付されている有償新株予約権を付与する場合、業績条件が満たされないと権利を得られないことから当該権利確定条件付き有償新株予約権の付与は権利確定日までの間のインセンティブ効果に結び付き、権利確定日までの追加的なサービスの提供を期待して当該権利確定条件付き有償新株予約権を付与しているものと考えられる。

1. そもそも有償新株予約権は、普通株式への投資制度である持株会と類似した、新株予約権への投資制度であり、引受者の判断により投資決定されるものである。  
無償ストック・オプションは、そもそも無償で付与を受けるものであるため、そのほとんどで対象者が受取りを拒むことはないが、有償新株予約権の場合、損失が発生する可能性のある投資であるため、対象者・引受者の個別の投資判断に基づき引き受けが行われるものであり、その結果、応募率は各社各様で、20%を下回るケースも存在し、投資制度としての『実態』を伴っている。
  2. 従って、投資制度としての新株予約権であることから、企業会計基準適用指針第17号「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理」が、まさに導入企業の『目的』にも『実態』にも明らかに合致している。  
にも関わらず、これらの発行会社の『目的』と『実態』を完全に無視した形で、報酬と考えた経緯があまりにも明確ではなく、その理由を明確にすべきである。
  3. 「勤務が要求されている期間のサービス提供を期待」との一方的な記載があるが、無償発行ストック・オプションではそのほとんどが対象者に引き受けられるものであるのに対し、有償新株予約権は対象者の投資判断があつてからこそ成立する取引である。  
そして、在籍条件も業績条件も、それぞれが投資対象の有価証券の前提条件の一つでしかなく、それらの内容を吟味の上、対象者が投資の決断をした上で金銭の払込みをもって取得がなされることが当該取引の成立要件の重要な要素であり、報酬としての性格はない。
  4. (4)の後半部分だが、(3)と同様にインセンティブ効果があるから報酬としているが、前述の通りであり、インセンティブ効果＝報酬ではなく、そうだとしたら信託型従業員持ち株制度も報酬と扱う必要性が出ることになる。
-

## 第17項(5)について

(5) 権利確定条件付き有償新株予約権に業績条件が付されている場合、業績達成の可能性の見積りに高い不確実性があることにより、当該権利確定条件付き有償新株予約権の評価額には一定の幅があることとなるが、従業員等が当該評価額に基づく払込金額を割安であると考えて当該権利確定条件付き有償新株予約権の募集に応じる場合、業績条件が満たされないと権利を得られないため、業績達成のインセンティブ効果を有することとなり、企業は従業員等からの追加的なサービスの提供を期待して当該権利確定条件付き有償新株予約権を付与しているものと考えられる。

1. 「業績達成の可能性の見積りに高い不確実性がある」としているが、そもそも特に上場企業の導入事例では、各監査法人と評価手法や評価の前提となる基礎数値等についての確認作業を経た上で導入になっており、『高い』不確実性のまま、これまで数百件の導入事例が積み上がっていたとは考えられない。
2. また、そもそも、『高い』か『低い』かは、個別事案で検討すべきことであり、総じて『高い』ということはない。
3. 「不確実性」についても、そもそも株価算定等でもすべての事象において不確実性は必ず存在し、当該記載は恣意的な記載であると言わざるを得ない。
4. 「評価額には一定の幅があることになる」とあるが、評価の前提について、監査法人等と協議・検討の上、算出された結果であり、株価算定書とは異なり、そのほとんどが算定結果を1本値で提出しており、一定の幅は存在していない。
5. 「割安であると考えて」との記載については、投資自体を理解していないと言わざるを得ない。すべての投資は、投資対象の有価証券に関するあらゆる情報を検討の上、投資がなされるものであり、基本的にはどんな投資にも『主観的な割安』の判断が存在する。不動産だろうが企業買収であろうが、基本的な投資はすべてにこの『主観的な割安』の判断があり、通常の株式への投資行動も、将来の株価上昇などの期待から割安と考えて投資をするのである。この『主観的な割安』は報酬ではなく、客観的な割安がない限り報酬としての性質にはならない。

ちなみに、ASBJ小賀坂副委員長も、議論の中で公正価値であることを前提としているのご発言もあり、「客観的な割安」という判断はない。

6. 公正価値は、付加されている業績条件の困難度によって変化するため、かなり厳しい業績条件の場合には公正価値が必然的に僅少となることがある。そして、僅少な公正価値だと、すべての引受者が投資をするわけでは決してないことを付記させていただく。

釈迦に説法で恐縮だが、宝くじを例として挙げる。

宝くじの最大の損失は1枚あたり約300円だからということで、投資による元本毀損のリスク規模が許容度の範囲以内だということから宝くじを買う＝投資をすることがあるが、一方で、宝くじの成功確率は著しく低いためほぼ当たることはない＝ほぼ確実に損失が発生するという判断から、無駄になる可能性を嫌気して買わないという選択肢も



相当に採用されている。

従って、発行価額が低いからといってみなが主観的に割安と考えることは決してなく、実際に公正価値が株価の 0.1%未満であるが、応募人数が 20%未満というケースも存在し、投資制度としての実態があり、報酬ではない。

-----

#### 第 18 項について

18. なお、審議の過程では、付与時点（払込時点）において、従業員等は権利確定条件付き有償新株予約権と交換に一定の額の金銭を企業に払い込むことから、報酬としての性格を有していないのではないかと意見が聞かれた。

この点、ストック・オプション会計基準では、付与時に、勤務条件や業績条件が満たされないことによる失効数を見積り公正な評価単価を乗じて公正な評価額を算出し、権利が確定するまでの間に当該失効の見積りに重要な変動が生じる場合、変動後の見積り数による公正な評価額に基づき報酬費用の総額を変更する方法を採っている（ストック・オプション会計基準第 7 項）。

当該方法に従うと、付与時に、勤務条件や業績条件が満たされないことによる失効数を見積り公正な評価単価を乗じて算出した権利確定条件付き有償新株予約権の公正な評価額と付与時の当該権利確定条件付き有償新株予約権の払込金額との差額が概ねゼロであったとしても、権利が確定するまでの間に当該失効の見積りに重要な変動が生じる場合、変動後の見積り数により当該権利確定条件付き有償新株予約権の公正な評価

額を変更することとなる。この結果として算出された公正な評価額の増加分は、第 17 項(3)から(5)に記載しているような業績達成のインセンティブ効果を反映するものであり、権利確定日までの追加的なサービスの提供と考えられるため、ストック・オプション会計基準第 2 項(4)に定める報酬としての性格を有すると考えられる。

1. 17 項(2)と同様に、もともと典型的なストック・オプションについて述べているので、本草案 15 項にも記載されているように、「公表時には想定されていなかった」ものをここで論拠とすることは『不適切』である。
2. また、本記載は、あくまで、本件取引を報酬取引と認識したうえでストック・オプション会計基準を適用した後に、当該会計基準の中にて検討される費用測定の内容になっており、そもそも公開草案第 17 項から 23 項を参照すると報酬性があると考えたという論拠として記載がなされるべきであるにも関わらず、その論拠の記載とはなっていない。

-----

第 19 項について

19. これらを踏まえ、従業員等に対して勤務条件及び業績条件が付されている有償新株予約権を付与する取引は、ストック・オプション会計基準第 2 項(4)に定める報酬として付与するものと考えられるため、当該権利確定条件付き有償新株予約権は、企業が従業員等から払い込まれる金銭の対価及び従業員等から受ける労働や業務執行等のサービスの対価として付与するものと整理し、ストック・オプション会計基準第 2 項(2)に定めるストック・オプションに該当するものとして取り扱うこととした(本実務対応報告第 4 項参照)。

1. 「これら」としている第 17 項から 18 項の記載が論理破綻となっており、本項の結論となっていない。

-----

第 20 項について

20. なお、本実務対応報告では、ストック・オプション会計基準第 29 項<sup>6</sup>と同様に、勤務条件及び業績条件が付されている有償新株予約権が従業員等から受ける労働や業務執行等のサービスの対価(ストック・オプション会計基準第 2 項(4))として用いられていないことを立証できる場合、当該権利確定条件付き有償新株予約権は、ストック・オプション会計基準第 2 項(2)に定めるストック・オプションに該当しないものとする(本実務対応報告第 4 項ただし書き参照)。

1. 相当な混乱が生じる可能性があり、立証の例示をすべきである。
2. 例えば、以下の場合はどうか？
  - ・「有償新株予約権」を「役員」への「公正価値発行」として株主総会に付議
  - ・株主総会で株主の承認を得た

この場合、会社法では「役員報酬」にはなりようがないと考えるが、本公開草案が導入されると、会計処理では報酬としての費用計上となってしまう、実務上の混乱が発生することになる。

この点について、論点整理はなされているのか、お答え頂きたい。

-----  
 第 21 項について

**勤務条件は付されていないが業績条件は付されている有償新株予約権**

21. 従業員等に対して勤務条件は付されていないが業績条件は付されている有償新株予約権を付与する場合、業績の達成又は達成しないことが確定する日までの期間の勤務が明示的には要求されていないが、本実務対応報告第 17 項及び第 18 項に記載した理由に加えて、次の理由も勘案すると、当該権利確定条件付き有償新株予約権は、第 17 項で検討した権利確定条件付き有償新株予約権と同様に、ストック・オプション会計基準第 2 項(4)に定める報酬としての性格を併せ持つと考えられる。

(1) 業績条件として数年後の業績指標等が設定されている場合、付与日から業績の達成又は達成しないことが確定する日までの期間において従業員等の退職が予め想定されることは稀であると考えられ、通常、勤務条件が明示されていなくとも当該期間の勤務が期待されていると考えられる。

(2) スtock・オプション会計基準第 2 項(4)に定める報酬は、「企業が従業員等から受けた労働や業務執行等のサービスの対価として、従業員等に給付されるもの」とされており、ストック・オプション会計基準においては権利確定条件が付されているかどうかにかかわらず、従業員等に報酬として付与される自社株式オプションを対象としている（ストック・オプション会計基準第 2 項(2)）ため、勤務条件が付されていないことのみをもって当該報酬としての性格を持たないとするは適当ではない。

1. そもそも IFRS へのコンバージェンスの方向性が前提であると考え、勤務条件の取扱次第では、勤務条件のない（黙示的にも勤務を求めている）有償新株予約権や、業績条件を超えてまで勤務条件がない有償新株予約権を発行した場合、
  - ①IFRS 適用会社では単体の日本基準で費用計上、連結 IFRS では費用計上とならない、
  - ②IFRS 適用を検討している企業にとっては、日本基準でいる間は費用計上となるが IFRS 適用となると費用計上とならない、
 という形で、GAAP 差異が確実に生じ、混乱が生じることになる。
2. この GAAP 差異を、あえて広げる論理的な根拠が示されていない。
3. 尚、本件、監査人からテーマアップがされているが、そもそも有償新株予約権は大手監査法人を含め、すべての監査法人でテーマアップされるまで数年に渡って約 200 社の上場会社の事例で、17 号での会計処理を認めてきたにも関わらず、某監査法人がそれまでの処理を覆す判断をし（本件、それまで数十社の上場会社について数年に渡って認めてきたことを突然覆し、監査対象のクライアント企業に混乱を与えている件については、ASBJ の議論とは別だが、某監査法人のガバナンスとコンプライアンスの問題であると考えられる）、導入企業および導入を検討した企業から聞き及んでいるが、某監査法人は 2014 年 5 月に、当初は「勤務条件と業績条件のある場合」には費用処理だと言いつつ始めたにも関わらず、その後「勤務条件のない発行」に際し、勤務条件があろうとなかろうと費用計上だとの主張に展開してきたが、『なぜか』本公開草案の内容は、まさに某監査法人の



最終的な主張そのものとなっている。IFRS との GAAP 差異を発生させる内容になっているにも関わらずである。

委員長、副委員長が某監査法人のご出身であるのだが、この点について、しっかりと議論がなされてきたのか、小職も傍聴できる実務対応専門委員会などに参加し、委員からの様々な発言があったにも関わらず、特に会社法との関係については、ほとんど議論されていないなどの状況に、ASBJ がその判断が相当数の企業に影響することを認識し、しっかりと議論機能しているのかという点に、残念ながら疑問を感じる。

-----

#### 第 22 項について

22. したがって、従業員等に対して勤務条件は付されていないが業績条件は付されている有償新株予約権を付与する取引は、ストック・オプション会計基準第 2 項(4)に定める報酬として付与するものと考えられるため、当該権利確定条件付き有償新株予約権は、ストック・オプション会計基準第 2 項(2)に定めるストック・オプションに該当するものとして取り扱うこととした（本実務対応報告第 4 項参照）。
1. GAAP 差異を無為に広げる判断であり、無理に広げる判断となった経緯が一切示されていない。説明すべきである。

-----

#### 第 23 項について

23. なお、本実務対応報告第 20 項と同様に、勤務条件は付されていないが業績条件は付されている有償新株予約権が従業員等から受ける労働や業務執行等のサービスの対価（ストック・オプション会計基準第 2 項(4)）として用いられていないことを立証できる場合、当該権利確定条件付き有償新株予約権は、ストック・オプション会計基準第 2 項(2)に定めるストック・オプションに該当しないものとする事とした（本実務対応報告第 4 項ただし書き参照）。
1. 20 項と同様である。

- ② 公開草案第 11 項と 15 項に誤った記載があり、誠実に議論がなされているとは見えな  
い。

-----  
第 11 項について

## 結論の背景

### 経緯

11. 近年、企業がその従業員等に対して新株予約権を付与する場合に、当該新株予約権の付与に伴い当該従業員等が一定の額の金銭を企業に払い込む取引が見られる。当該取引に関する会計処理の取扱いは必ずしも明確ではなかったため、平成 26 年 12 月に開催された第 301 回企業会計基準委員会において、公益財団法人財務会計基準機構内に設けられている基準諮問会議より、当該新株予約権を発行する企業の会計処理について審議を行うことが提言された。この提言を受けて当委員会において審議を行い、本実務対応報告において必要と考えられる取扱いを示すこととした。

1. 「必ずしも明確ではなかった」としているが、導入企業の発行目的と 17 号の処理が明らか合致しており、ASBJ でテーマアップがなされるまで数百の事例が存在し、有価証券報告書での確認および当方が調査した限り、一社も費用処理を実施していなかったため、「必ずしも明確ではなかった」ではなく、『明確』に費用処理をしてなかったの  
あり、この記載はミスリーディングな内容となっている。

そして、明確であったので、ASBJ で取り上げる理由は、そもそもなかったと考える。

2. 株式報酬費用としての会計処理を一社も採用していないこと、また、監査法人も適正意見を表明していることを考えると、日本の会計基準の前提の細則主義の日本の会計基準の前提の中で、複合金融商品適用指針における会計処理が、会社の発行目的にも実態にも合致しており、明確であった。

3. 「必ずしも明確ではなかった」として、取り上げた経緯としているが、そもそも取り上げる時点でどのような調査がなされ、「必ずしも明確ではなかった」と判断することになった理由を示すべきである。

ちなみに、もし「報酬」として会計処理をしている会社があるとするれば、有価証券報告書でわかるはずなので、その会社名を提示すべきである。

4. 更に、3 について、そもそも ASBJ がテーマを取り上げる際の定義・基準があるはずだが、どの理由で取り上げたのか明確にすべきである。

-----  
第 15 項について

15. 当該取引は、ストック・オプション会計基準の公表時には想定されていなかったこと

から、権利確定条件付き有償新株予約権が、ストック・オプション会計基準第2項(2)に定めるストック・オプション(企業がその従業員等に報酬として付与するもの)に該当し、ストック・オプション会計基準の適用範囲に含まれるのか、複合金融商品適用指針の適用範囲に含まれるのかが必ずしも明確ではなかった<sup>5</sup>。

1. 企業会計基準公開草案第11号「ストック・オプション等に関する会計基準(案)」及び企業会計基準適用指針公開草案第14号「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針(案)」(平成17年10月19日公表)に対するコメントに以下の記載があった。

<p>範囲(基準第3項)</p>	<p>複数の取引から構成されていても、同様の経済的効果を目的とした取引については本会計基準の対象とすべきと考えるので、その旨を記載することが望ましい。例えば、以下の事例が本会計基準の対象になるか、結論の背景で考え方を記載してはどうか。</p> <p>(1) 新株予約権の譲渡により、結果としてストック・オプションと同じ経済的効果を得ることを目的とした取引(前提条件は以下のとおり)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 未公開会社で公開準備中である。</li> <li>・ 会社がオーナー社長に新株予約権を発行する(有償で適正な時価)。</li> </ul>	<p>(1)は、従業員が新株予約権を購入する取引であり、本会計基準が対象とする会社が、財貨・サービス取得の対価として新株予約権を用いる取引とは異なり、対応不要と考えた。</p> <p>(2)は、サービス提供の対価として現金を支払うものであり、支払額で対応期間にわたり費用計上を行うべきことは自明である。自社の株式の交付に結びつき得る対価の支払い手段を用いた場合の</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該オーナー社長は、当該新株予約権を従業員に同額で譲渡。</li> </ul>	<p>会計処理を定める本会計基準での対応不要と考え</p>

これは、「結果としてストック・オプションと同じ経済的効果を得ることを目的とした取引」として、「対応不要と考えた」としており、この公開草案で対象としている有償新株予約権について、まさにそのものであり、「公表時には想定されていなかった」との記載に誤りがある。

ちなみに、実務対応委員会を傍聴させて頂いた際に、有償の発行価額が公正価値である前提で話は進められているので、「有償で適正な時価」であるとストック・オプション会計基準の「対応不要と考えた」との結論が、ストック・オプション会計基準の開発時にこのようになされているのであり、公開草案の15項の記載について、ミスリーディングな内容となっていると考える。

- ③ ASBJに公開されている議事録として、以下があるが、「会社法との関係の整理」や「基準開発の際に、会社法上の論点についても把握するとの意味である。」との記載の通りの対応が、これまで一切なされていない。

従って、これらの論点がまだ残ったままでの見切り発車となっており、ASBJが有言不実行でいいのか、問題があると考ええる。

第22回基準諮問会議

資料番号  
日付資料(2)-1  
2014年11月19日

議題	テーマ提言について
項目	まとめ

**(会計基準レベル)****前回までの基準諮問会議における提案**

1. 前回までの基準諮問会議で提案、審議されている以下の項目については、事務局で検討の結果、以下の対応を図りたいと考えるがどうか。なお、事務局の検討にあたっては、テーマ担当委員のアドバイスを受けている。

当初提案	項目	対応	資料番号
第17回	継続企業の前提が成立していない状況で適用する会計基準の開発について	第17回の基準諮問会議において提案されたテーマである。現在、事務局において関連する規則の整理及び基準開発のニーズの確認等を行っており、次回以後の基準諮問会議において、具体的な検討を行うこととする。	-
第21回	金融商品会計における上場関係会社株式の減損の取り扱いについて	第21回基準諮問会議において提言がなされ、事務局で整理を行っている段階である。 現在、基準開発に関するニーズの確認を行うための調査を作成者及び監査人に実施している。それらの結果を踏まえ、次回以後の基準諮問会議で検討を行うこととする。	-

**第22回基準諮問会議（今回）における提案**

2. 今回、新たな会計基準レベルの提案はなかった。

**(実務対応レベル)****前回までの基準諮問会議における提案**

3. 前回までの基準諮問会議で提案、審議されている以下の項目については、事務局で検討の結果、以下の対応を図りたいと考えるがどうか。

当初提案	項目	対応	資料番号
第20回	加速型自社株買い(ASR: Accelerated Share Repurchase)の会計処理	資料(2)-2に記載のとおり、検討を行う上での困難さはあるものの、新規テーマとしてASBJに提言することとしてはどうか。	資料(2)-2

## 資料(2)-1

第 21 回	総合型厚生年金基金の特例解散における会計処理	<p>実務対応専門委員会におけるテーマ評価によると、現行の実務対応報告第 2 号「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」について、「ASBJ の新規テーマとして採り上げる必要性は乏しいと考えられる。」とのことである。</p> <p>従って、ASBJ の新規テーマとして提言せず、基準諮問会議で、審議の結果提言に至らなかったテーマとして繰り越していくことかどうか。</p>	資料(2)-3
	厚生年金基金の代行部分に関する前納の会計処理	<p>実務対応専門委員会におけるテーマ評価によると、厚生年金基金の代行部分に関する前納の会計処理について、「ASBJ の新規テーマとして採り上げる必要性は乏しいと考えられる。」とのことである。</p> <p>従って、ASBJ の新規テーマとして提言せず、基準諮問会議で、審議の結果提言に至らなかったテーマとして繰り越していくことかどうか。</p>	資料(2)-4
	権利確定条件付きで従業員等に有償で発行される新株予約権の企業における会計処理	<p>実務対応専門委員会におけるテーマ評価によると、当該取引について、「会社法との関係も整理する必要がある可能性があるため、基準開発は容易ではない可能性があるものの、取扱いを明確にすべきというニーズが高いと考えられる点を踏まえると、当該取引について、ASBJ において検討することが適切であると考えられる。」とのことである。したがって、ASBJ の新規テーマとして提言することとしてはどうか。</p>	資料(2)-5



## (議事要旨 2) テーマ提言について

テーマ提言に関して、前回までの基準諮問会議で提案、審議されていた以下の 4 項目について、FASF 渡部企画・開示室長より、事務局の対応案の説明が行われた。

- ① 加速型自社株買い (ASR: Accelerated Share Repurchase) の会計処理
  - ② 総合型厚生年金基金の特例解散における会計処理
  - ③ 厚生年金基金の代行部分に関する前納の会計処理
  - ④ 権利確定条件付きで従業員等に有償で発行される新株予約権の企業における会計処理
- 続いて、企業会計基準委員会 (ASBJ) 小賀坂副委員長より、上記の②③④について、実務対応専門委員会におけるテーマ評価の説明がなされた。

その後、以下のとおり、基準諮問会議の委員より意見が出された。

<「加速型自社株買いの会計処理」について>

- 事務局案に賛成である。前回の基準諮問会議で一旦提言が見送られたが、開発するニーズがあり、日本証券業協会にも対応いただけるとのことで、新規テーマとして検討していただきたい。
- 前回の基準諮問会議において、ASBJ に新規テーマとして提言しない旨の事務局案に賛成した。今回は強い反対はしないが、基準開発が困難であることは事実であると思われる。米国会計基準と IFRS とで会計処理が大きく異なるということもあり、日本基準において、どの会計処理を選択するかという点に関して今後注視したい。
- 事務局提案に反対はしない。しかしながら、実際の事例がまだないことや、米国会計基準と IFRS とで取扱いが異なる点もあることから、検討を進めていく中で新たな課題が出てくる可能性がある。また、特定の商品に対する会計基準を示すのがよいのか、会計基準にあわせて商品を開発するようなことも想定されるという懸念もある。原則的な考え方を示すのが望ましいと思う一方で、困難さも考えられる。
- 基準開発の困難さを認識した上で、テーマとして検討していくことについて賛成である。特定のスキームに沿った形で検討することになるかと思うが、ニーズも強くあり、審議をお願いしたい。

<「総合型厚生年金基金の特例解散における会計処理」について>

- 事務局提案に異論はない。一つの総合型厚生年金基金の特例解散があった場合に、基金に加入する企業によって引当計上のタイミングが異なるケースも想定されるが、これは判断の問題であるという解釈で良いか。

この意見を受け、ASBJ 小賀坂副委員長より以下の発言がなされた。

- 損失の発生可能性や合理的な見積りの判断は、個々の基金や加入事業主の状況に応じて判断が変わり得るものと理解しており、会計処理のばらつきや多様性という問題ではないと考えている。

<「厚生年金基金の代行部分に関する前納の会計処理」について>

- 事務局提案に賛成である。個人的には、この前納の取扱いは年金資産に該当すると考

えており、年金資産として取り扱う場合は比較的課題が少ないように感じている。

- 事務局提案に異論はない。会計処理の取扱いについて結論が出たわけではなく、複数の処理が考えられるが、年金資産として考える意見が多かったという理解で良いか。
- 全体数として平成 25 年 3 月末に 560 あった基金が、平成 26 年 9 月末では 499 に減少しているが、単独型・総合型の 74 基金（平成 25 年 3 月末）についても減少しているのか。

これらの意見を受け、ASBJ 小賀坂副委員長より以下の発言がなされた。

- 厚生年金基金への代行部分に関する前納については、会計上の年金資産の定義を満たすかどうかという点が論点となっている。実務対応専門委員会の評価は論点の分析を行うのみであって、結論を出しているわけではない。
- 単独型・総合型の 74 基金が現在ほどまで減少しているかという点は、正確な数値は把握していないが、さらに減少していると想定される。

<「権利確定条件付きで従業員等に有償で発行される新株予約権の企業における会計処理」について>

- 事務局提案に賛成する。既に 100 社以上に適用されており、会計処理のばらつきはあまりないという説明であったが、ストック・オプション会計基準を適用しなくてよいのかという観点も踏まえて基準開発を検討していただきたい。
- 問題点は、少額な払込みによる有償という形を取ることによって、ストック・オプション会計基準の抜け道になっている点か。
- テーマ評価資料には、払込金額として、権利確定条件を反映させた公正価値を金銭で払い込むとあるが、これは権利確定条件の達成確率を反映した期待値という意味なのか。それともインセンティブ部分をディスカウントした金額のことか。
- 会計処理の検討に際しては、会社法との関係も整理する必要がある可能性がある旨の記載があるが、これは、会計基準が確定すれば会社法の解釈に影響が出るという意味か、又は会社法については別途検討を行うという意味か。
- テーマ評価資料では、海外の事例についての記載がないが、検討は行っているか。

これらの意見を受け、ASBJ 小賀坂副委員長より以下の発言がなされた。

- 本スキームの商品設計は、公正価値で受け払いされることになっており、ストック・オプション会計基準で想定している無償のものとは性格が異なる。一般的な新株予約権とも異なる性質もあり、どちらの会計基準を適用するのがより目的適合的かは、必ずしも明確ではないところが論点となっている。
- 新株予約権の対価として発行する公正価値は、勤務条件・業績条件を含めた全ての権利確定条件を織り込んで算定すると考えられる。
- ASBJ では、会社法の解釈は行えないことは明らかであるが、基準開発の際に、会社法上の論点についても把握するとの意味である。
- 海外の事例は、事務局では把握していない。

これらの意見を受け、議長より、事務局提案どおり、「加速型自社株買いの会計処理」及

④ 公正価値での新株予約権への投資制度であるため、業績条件の未達成や、株価が下落し権利行使ができない場合には、当初の新株予約権の取得時に払い込んだ投資元本が毀損することになる。

従って、有償新株予約権は損失が発生する可能性のある投資制度であり、そもそも損失が発生する報酬制度はなりえないと考える。

ちなみに、株式報酬も株価がゼロになった場合には、ゼロにはなってしまうがマイナスになることはない。

⑤ 業績条件の付加の理由を理解していない。

ASBJでは、業績条件について、「その達成に向けた追加的なサービスの提供を期待」としているが、そもそも発行企業の多くは希薄化を懸念する株主への説明の要素として付加している。

一般的なストック・オプションには業績条件がないため、業績が悪化している企業でも株価のみが外部環境の変化等で上昇すれば権利行使しキャピタルゲインを取得できってしまうが、業績条件を付加することで、株価の上昇のみでは権利行使ができず株価の上昇に加えて業績条件の達成＝企業価値の実体の向上があってやっと権利行使が可能となることで、希薄化を懸念する株主に賛同を得やすい形となるものとなる。

ASBJでは、この発行会社の目的について、一切議論がなされておらず、報酬性があるという結論ありきの一方向的な解釈の中でのおしつけになっている。

尚、業績条件は、以下のように上場企業間での新株予約権の発行の際にも活用されている。

- 1.株式会社じげんが野村証券株式会社に割り当てた新株予約権(平成28年7月5日開示)
- 2.ブックオフコーポレーション株式会社がヤフー株式会社に割り当てた転換社債型新株予約権付社債(平成26年4月24日開示)

いずれも資金調達目的の発行だが、適時開示の資料には希薄化に配慮するため、業績条件を付加しているとの記載がある。

更に、新株予約権は、特に未公開企業では、資本政策の手段としても活用されている。

未公開企業の場合、新株予約権を発行するには株主総会への付議が必要となり、VC等の株主の承認を得る必要があるが、希薄化を懸念する株主からは単純な内容の新株予約権では合意を得られないケースがある。そこで、業績条件を付加することで、株主の理解を得て発行できる可能性につながる。本公開草案の対象に未公開会社も入るとなる場合、その活用も制限されることになるため、ベンチャー企業の育成の阻害要因となることも懸念する。

B：質問 5 について

以下 4 点について、提案および説明を求める。

① 平成 29 年 6 月 15 日に日本公認会計士協会が本公開草案に対するコメントを公表しているが、内容を見ると「本公開草案が対象とする取引についても、未公開企業による特例の適用が認められる旨を明記することが望ましい」と記載されていた。

そもそも本公開草案は、実務対応報告であり、会計基準そのものの変更ではないため、会計基準に規定のある未公開企業による特例が『当然』に継続的に認められるはずであると考えます。

しかしながら、同協会の意見の中に「必ずしも明らかではない」との記載がなされているので、念のため、同協会のこの意見に賛成するとともに、同様の提案をする。

② 勤務条件の取扱いについて、IFRS との GAAP 差を広げる理由が明確ではなく、質問 5 にて、正式にあえて GAAP 差異を広げる判断となった理由の説明を求める。

そもそも IFRS へのコンバージェンスが大前提にあるはずだが、なぜ、あえて GAAP 差を広げようとする形にしているのか、その必要性についての説明を明確にすべきである。

③ 設例の日程についてイレギュラーな日程となっており、その理由を求める。

ストック・オプション会計基準に記載されている設例と異なる日付にしているが、本来、実務における混乱を避けることが重要であり、わかりやすい形とすることが必要であると考えます。従って、ストック・オプション会計基準と、実務対応報告を並べて比較検討できるようにすることが必要と考えるが、なぜあえて異なる日程としたのか説明を求める。

ちなみに、この 10 月 10 日には特に意味があるのか、まさか A S B J の委員の方の誕生日ということはないと思うが、もしそうであったとしたら、本件、真面目に取り組んでいるのか非常に疑問を感じる。

④ 法務省のホームページに、平成 29 年 4 月 26 日開催の法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会第 1 会議の議事録（<http://www.moj.go.jp/shingil/shingi04900317.html>）があり、当該議事録の 1 ページ目に「第 2 に、役員に企業価値を向上させる適切なインセンティブを付与するための規律の整備として、取締役の報酬が取締役に対し、適切に職務を執行するインセンティブを付与するための手段として機能するために、取締役の報酬に関する規律を見直すことが相当であるという指摘があります。」とあり、法制審議会のインセンティブ制度全般の見直しの議論に先行して、有償新株予約権のみを実務対応報告で規制

することで、将来、法制審議会の議論に進展があった際に、今回の実務対応報告の内容により何らかのコンフリクトを発生させてしまう可能性をどう考えるのか、説明を求める。

このように会社法における役員報酬の議論が開始されたことを考えると、前述のように、ASBJでテーマアップがなされるまで数百の事例が存在し、有価証券報告書で確認する限り、一社も費用処理を実施していなかったことから実務における会計処理の多様性は存在せず、また、すべての会社において監査法人が適正意見の監査報告書を提出していることから、本公開草案の開発は一時中断し、会社法の議論との整合性を図ってから改めて開発するほうが、会計制度の安定に寄与するものと考えます。

以上